

国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第二十六号

国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則の一部を改正する規則

国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則（平成十三年佐賀県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「海岸保全区域」の下に「（いずれも土石（砂を含む。以下同じ。）を採取する場合に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。